

- ② 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを通じかつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
 - ③ 科学的介護推進体制加算④ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ① サービスに加えて、入所者などの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働者に提出していること。
 - ② 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 九一 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
- (前略)
- イ サービス提供体制強化加算① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 次のいずれかに適合すること。
- ① 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が自分の八十以上であること。
 - ② 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が自分の五十以上であること。
 - ③ サービス提供体制強化加算② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ④ サービス提供体制強化加算③ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ② 次のいずれかに適合すること。
- ① 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が自分の五十以上であること。
 - ② 介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が自分の七十以上であること。
 - ③ 指定短期人所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が自分の三十以上であること。
 - ④ サービス提供体制強化加算②次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 九一四・九一四の (略)
- 九一五 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）以下、指定介護療養型医療施設基準」という。第十四条第五項及び第六項又は第四十三条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。
- 九一五の二 介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準
- 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基準に適合していること。

- 九十三 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
- 第四十号イ(1)ロ(1)ハ(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)ロ(1)ニ「通所介護費算定方法第四号イ」とある方は「通所介護費算定方法第十三号イ」と読み替えるものとする。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 九十四・九十四の (略)
- 九十五 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十四条第五項及び第六項又は第四十一、条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。
- (新設)

九十五の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスの注9、口の注8及びハの注7の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定介護療養型医療施設基準第 九 条又は指定介護療養型医療施設基準附則第十九条に定める基準十又は管理栄養士の員数を指していること。

ロ 指定介護療養型医療施設基準第十七条の二 指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。に規定する基準に適合していること。

九十六 (略)

九十七 (略)

九十八 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
第九十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)及びロ、口並びにハ(1)及びロ(1)中「介護老人保健施設」とあるのは、指定介護療養型医療施設が診療病棟を有する病院である場合においては、指定介護療養施設サービスを行う診療病棟」と、療養病床を有する診療病棟を有する病院である場合においては、指定介護療養施設サービスを行う病室」と、老人性認知症疾患診療病棟を有する病院である場合においては、指定介護療養施設サービスを行う認知症病棟」と、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第十三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

九十九 (略)

百 介護医療院サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十一年厚生労働省令第五号、以下「介護医療院基準」という。)、第六十条第五項及び第六項並びに第四十七条第七項並びに第八項に規定する基準に適合していること。

百の一 介護医療院サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準
介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準に適合していること。

百の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注9の厚生労働大臣が定める基準
介護医療院基準第四条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を指していること及び介護医療院基準第一一条の二(介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。

百の四 介護医療院サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準
第六十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二条第七号」とあるのは、「介護医療院基準第一一条第一項」と、通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

百の五 介護医療院サービスにおける長期療養生活移行加算の基準
入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

(新設)

九十六 (略)

(新設)

九十七 (略)

(新設)

九十八 (略)

九十九 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
第九十一号(2)、ロ(2)、ハ(2)及びロ(2)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「通所介護費等算定方法第十四号ロ又はハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

九十九 (略)

百 介護医療院サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十一年厚生労働省令第五号、以下「介護医療院基準」という。)、第六十条第七項及び第六項並びに第四十七条第七項並びに第八項に規定する基準に適合していること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

百六の三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ロ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であつて、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行つてゐる医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けてゐること。

（四）出（略）

ロ イの規定に関わらず、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、イ(1)及びロに掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防訪問リハビリテーション費の注目を算定できるものとする。

百六の四 介護予防訪問リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（四）出（略）

（四）出（略）

ロ イの規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が〇・七以上であること。

- ロ 評価対象期間において、法第十三条第二項に基づき要支援更新認定又は法第三十一条第二項に基づき要支援状態区分の変更の認定（(2)及び(3)において「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

（三）評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（指定介護予防支援事業若くは法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）が介護予防サービス計画（法第八條の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者（法第五十一條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。前二項において同じ。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの

百六の三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ロ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であつて、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行つてゐる医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けてゐること。

（四）出（略）

ロ イの規定に関わらず、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、イ(1)及びロに掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定介護予防サービス介護給付費単位数の介護予防訪問リハビリテーション費の注目を算定できるものとする。

百六の四 介護予防訪問リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（四）出（略）

（四）出（略）

ロ イの規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が〇・六以上であること。

- ロ 評価対象期間において、リハビリテーションマネジメント加算を三月以上算定し、かつ当該加算を算定した数、法第十三条第二項に基づき要支援更新認定又は法第三十一条第二項に基づき要支援状態区分の変更の認定（(2)及び(3)において「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

（三）リハビリテーションマネジメント加算を算定した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（指定介護予防支援事業者（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）が介護予防サービス計画（法第八條の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者（法第五十一條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。前二項において同じ。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの

四〇

百六の五 削除

ホ イからニまでの規定に因りず、平成三十一年四月一日から平成三十一年十一月十一日まで
 の間に、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとして都道府県知事に届出た場合には、
 届出を行った日から平成三十一年一月十一日まで期間に限り、介護予防訪問リハビリテー
 ション費に對する事業所評価加算の基準に適合するものとする。

(四) 指定介護予防所リハビリテーションセンターを提供している事業所において、平成三十一年四月
 一日から平成三十一年三月三十一日までの間、介護予防所リハビリテーション費に對し
 事業所評価加算の基準に適合しているものであること。

(五) 平成三十一年一月一日以前に指定介護予防訪問リハビリテーションセンターを提供し、同年四月一
 日から平成三十一年三月三十一日までの間に介護予防訪問リハビリテーションセンターを
 事業所評価加算の基準に適合しない事業所であつて、評価対象期間(平成二十九年一月一
 日から同年十二月三十一日までの期間)同年中に指定介護予防訪問リハビリテーションセンターを
 開始した指定介護予防訪問リハビリテーションセンター事業所においては、指定介護予防訪問リハ
 ビリテーションを開始した日の属する月から同年十二月までの期間をいう。四において
 同じこと。次に掲げる基準に適合するものであること。

一 介護予防の基準に適合していること。
 二 日の規定により算出して得た数をロの規定により算出して得た数で除して得た数が
 〇・七以上であること。

ロ 評価対象期間において、要支援更新認定等を受けた者の数
 四 評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の
 要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新
 認定等の前の要支援状態区分が要支援一の場合であつて、要支援更新認定等により要支
 援一と判定されたもの又は要支援更新認定等による変更前の要支援状態区分が要支援
 一と判定されたもの又は要支援更新認定等により非該当と判定されたもの人数及び要支援
 一と判定されたもの又は要支援更新認定等により非該当と判定されたもの人数及び要支援
 更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等におい
 て非該当と判定されたもの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの。

百六の五 介護予防所リハビリテーションセンター費に對するリハビリテーションマネジメント加算の
 基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (一) 介護予防所リハビリテーションセンターの進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計
 画を修正していること。

(二) 指定介護予防所リハビリテーションセンター事業所(指定介護予防サービス等基準第百一七条第
 一項に規定する指定介護予防所リハビリテーションセンター事業所をいう。以下この号及び第百一
 号において同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、
 法第百一五条の四十五第一項第 号イに規定する他、訪問事業その他の指定介護予防サー
 ビスに該当する事業に係る従業者に對し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の困
 難点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(三) 新規に介護予防所リハビリテーションセンター計画を作成した利用者に對して、指定介護予防
 所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言
 語聴覚士が、当該計画に従い、指定介護予防所リハビリテーションの実施を開始した月か
 ら起算して二月以内は、当該利用者の居室を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等
 を行つてはならない。

白六の六 介護予防通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準
次のいずれにも適合すること。

イ(ハ) (略)

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ)の医師又は医師の指図を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。

白七 介護予防通所リハビリテーション費における運動器機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第十六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

白七の二 介護予防通所リハビリテーション費及び通所型サービス費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合においては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護士(専任)に提供していること。

(二) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の状況にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護士(専任)に提供していること。

(三) 通所介護費等算定方法第十六号及び第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(四) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

一 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

二 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(二) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(四) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項や留意事項を当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する危険等のうちいずれか、以上の指示を行つたこと。

(五) 次に掲げる指図を行つた医師又は当該指図を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指図の内容がその基準に適合するものであると明確にわかるように記録していること。

白六の六 介護予防通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算
次のいずれにも適合すること。

イ(ハ) (略)

二 介護予防通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算を算定していること。

白七 介護予防通所リハビリテーション費における運動器機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第十五号及び第十八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(新設)

④ 指定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の指定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

⑤ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 必要及び④に掲げる基準に適合すること。

ロ 指定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の指定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

ハ 指定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の指定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

百八 介護予防通所リハビリテーション費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)一「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注18」と、同号イ(四)中「通所介護費等算定方法第二十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十六号」と読み替えるものとする。

百九 介護予防通所リハビリテーション費における選択的サービス複数実施加算の基準

イ 選択的サービス複数実施加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロの注若しくはこの注に掲げる基準又はハの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、二種類のサービスを実施していること。

(2) ④ (略)

ロ (略)

百一 介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

イ 通所介護費等算定方法第十六号に規定する基準のいずれにも該当しないものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。

ロ (略)

百一 (百十四の二) (略)

百十四の三 介護予防短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

(前略)

イ 生活機能向上連携加算(1) 次のいずれにも適合すること。

百八 介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算及び口腔機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第十六号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと

百九 介護予防通所リハビリテーション費における選択的サービス複数実施加算の基準

イ 選択的サービス複数実施加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロの注、ハの注又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、二種類のサービスを実施していること。

(2) ④ (略)

ロ (略)

百一 介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

イ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロの注、ハの注のホ又はホの注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。

ロ (略)

百十一 (百十四の二) (略)

百十四の三 介護予防短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)が、当該介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント(利

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士(作業療法士、言語聴覚士又は医師)(以下この号において「理学療法士等」という。)の職目に従うべき当該指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

リ) 生活機能向上連携加算並 次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(前号)

百十五 介護予防短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準

第三十六号の規定を準用する。

百十六・百十七 (略)

利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるようた支援する上、解決すべき課題を把握することを行う。及び利用者の身体の状態等の評価をした上で、個別機能訓練計画を作成していること。

(新設)

ロ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(新設)

機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を、月に一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。

百十五 介護予防短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準

第三十六号の規定を準用する。

百十六・百十七 (略)

百十七の 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の規定を準用する。

百十六・百十七 (略)

百十七の三 (略)

百十七の四 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における総合医の管理加算の基準

百十八・百十九 (略)

百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四一の号の規定を準用する。

百十九の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百三十九条第 項及び第三項の規定する基準に適合していること。

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

(新設)

イ 生活機能向上連携加算 次のもいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という)の助成に該当し、当該指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第二百一十條第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(4) 生活機能向上連携加算 次のもいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

百二十 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四一の号を江たしその規定を準用する。

一 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七以上であること。

百十七の (新設)

百十八・百十九 (略)

百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

百十九の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百三十九条第 項及び第三項の規定する基準に適合していること。

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

(新設)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(新設)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

百二十一 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四一の号を江たしその規定を準用する。

一 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七以上であること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数一年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

(2) 提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(1)ただし書の規定を準用する。

(前号)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(1)ただし書の規定を準用する。

イ 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(前号)

(2) 略

(前号)

(前号)

百二十一の二 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

(前号)

イ 生活機能向上連携加算(1) 次のいずれにも適合すること。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第百十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) ①の介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護を実施している医療提供施設(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において、理学療法士等、という)が、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第百十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) ①の介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(前号)

(2) 略

(前号)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) ①の看護・介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

(前号)

(2) 略

(前号)

(前号)

百二十一の二 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

(前号)

イ サービス提供体制強化加算(1) 次のいずれにも適合すること。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第百十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) ①の職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護を実施している医療提供施設(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において、理学療法士等、という)が、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント

イ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) ①の看護・介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の割合(以下「きき」)当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(5) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(6) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

百二十一の四 介護予防認知症対応型通所介護費における口應機能向上加算の基準
第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの「指定居宅サービス費」を介護給付費単位数去の通所介護費の注18 とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準」別添付表「介護予防サービス費単位数表」の介護予防認知症対応型通所介護費の注19 と、同号イの「通所介護費等算定方法」第一号とあるのは、通所介護費等算定方法第二号と読みかえるものとする。

「利用者」の心身の状況を勘案し、自覚した日常生活を営むことができなくなったと判断する上で解決すべき課題を把握すること(をいう。)、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

「評価」 ①の評価に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

「説明」 ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

「共同して」 指定介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束防止未実施減算の基準
指定介護予防サービス等基準第17条第2項及び第3項に規定する基準に適用していること。

「共同して」 指定介護予防サービス等基準第17条第2項及び第3項に規定する基準に適用していること。

「共同して」 指定介護予防サービス等基準第17条第2項及び第3項に規定する基準に適用していること。

百二十一の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束防止未実施減算の基準
指定介護予防サービス等基準第17条第2項及び第3項に規定する基準に適用していること。

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準

(略)

百二十七の五 介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準

第五十八号の五の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。

百二十八、百二十九の二 (略)

百三十 訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定訪問介護事業所」とあるのは、「訪問型サービス事業所」「訪問型サービス」(法第九十五条の四)五第一項第一号の二に規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法庫の整備等に関する法律第五十条の規定による改正前の法律八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスを含む。)の事業を行う事業所をいふ。以下同じ。」と、同号イ(四)中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、同号イ(五)中「訪問介護費」とあるのは、「当該訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」を読み替えるものとする。

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注1」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十條の六」の二第ニ項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省令(第七十二号)別表四位数表の通所型サービス費の「一」と、同号イ(五)中「通所介護費等算定方法第一」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十三 通所型サービス費における護理師サービス複数実施加算の基準

第九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション等の口の注若しくはこの注に掲げる基準又はその注」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十條の六」三の二第ニ項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(別表四位数表の通所型サービス費の八の注若しくは八の注に掲げる基準又は注下の注「一」と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十四 通所型サービス費における事業所詳細加算の基準

第一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「通所介護費等算定方法第一号」に規定する基準のいすれにも該当しない」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十三号」に規定する基準のいすれにも該当しない」と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十五 通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第一十三号」と読み替えるものとする。

百三十六 通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十七 通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準

(略)

百二十七の五 介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準

第五十八、百二十九の二 (略)

百三十 訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

(新設)

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(新設)

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準

(新設)

百三十三 通所型サービス費における護理師サービス複数実施加算の基準

(新設)

百三十四 通所型サービス費における事業所詳細加算の基準

(新設)

百三十五 通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

百三十六 通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

(新設)

百三十七 通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(新設)

第二十九条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正

(標準部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13に係る施設基準

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13に係る施設基準

一月当たり延べ訪問回数が、二百回以下の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人口、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。であること。

一月当たり延べ訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注11に係る施設基準

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注11に係る施設基準

三、四の（略）

三、四の（略）

四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1及び注2の注4、ロ1からロ3までの注3、ハ1及びハ2の注4、二1から二3までの注3並びにホ1からホ3までの注3に係る施設基準

四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1及び注2の注4、ロ1からロ3までの注3、ハ1及びハ2の注4、二1から二3までの注3並びにホ1からホ3までの注3に係る施設基準

五 指定通所介護の施設基準

五 指定通所介護の施設基準

イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

（一）前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）以下同じ。）に係る指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数を算定し、以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

（一）前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）以下同じ。）に係る指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）以下「介護予防サービス等基準」という。）第九十一条第一項に規定する指定介護予防サービス等事業所をいう。若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防サービス等事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定介護予防サービス等事業所をいう。）及び第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延べ人員数を算定し、以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

ロ・ハ（略）

ロ・ハ（略）

六〇九 (略)

一 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

二 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

一〇一三 (略)

一四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)及び並を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

一〇一四 (略)

当施設設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

A B C D E F G H I

A B (略)

E 介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という)第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は二であつて訪問リハビリテーションを実施しているときは、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していない場合は、いずれか二種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数。

ト 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数を除した数に百を乗じた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数を除した数に百を乗じた数がそれぞれ、五以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、五未満である場合は零となる数。

G H (略)

介護老人保健施設短期入所療養介護費上の介護老人保健施設短期入所療養介護費又は併を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ(一)からロ(五)までに該当するものであること。

ロ(六)に掲げる算式により算定した数が十以上であること。

一〇一五 (略)

介護老人保健施設短期入所療養介護の施設基準

ロ(一)からロ(五)までに該当するものであること。

ロ(六)に掲げる算式により算定した数が十以上であること。

一〇一六 (略)

六〇九 (略)

一 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(イ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

二 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費(ロ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(イ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

一〇一三 (略)

一四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)及び並を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

一〇一四 (新設)

当施設設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

A B C D E F G H I

A B (略)

E 介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という)第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は二であつて訪問リハビリテーションを実施しているときは、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していない場合は、いずれも実施していない場合は零となる数。

ト 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数を除した数に百を乗じた数が、五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、五未満である場合は零となる数。

G H (略)

介護老人保健施設短期入所療養介護費上の介護老人保健施設短期入所療養介護費又は併を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ(一)からロ(五)までに該当するものであること。

ロ(六)に掲げる算式により算定した数が十以上であること。

一〇一五 (略)

介護老人保健施設短期入所療養介護の施設基準

ロ(一)からロ(五)までに該当するものであること。

ロ(六)に掲げる算式により算定した数が十以上であること。

一〇一六 (略)

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基
本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者
等のタミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等
が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に依り随時、入所者等又はその家族
等への説明を行い、同意を得てタミナルケアを行う体制であること。」

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合においては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること。

イ・ロ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した
者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のタミナルケアに
係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家
族等の求め等に依り随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てタミ
ナルケアを行う体制であること。」

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の施設基準

イ・ロ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

コ (略)

一六〇・二二の三(略)

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による命令、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九條第十項の規定による命令、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十條の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二十五條第四項の規定による指示(以下「勧告等」という)を受けたことがある場合にあつては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十四(略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(ロ)に係る施設基準

(一) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(二) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(三) 看取りに関する職員研修を行っていること。

ロ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

(二) イ(一)から(三)までのいずれにも該当するものであること。

(三) (加算)

二十五、十(略)

三十 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準)

(一)(二)(略)

ロ 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護(以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という)を受けなければならない者に対し、居宅サービス計画(法第八條第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう)において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場があつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、イ及びロの規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居(ロ)に定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(一)(二)(略)

(三)(略)

(四)(略)

(五)(略)

(六)(略)

(七)(略)

(八)(略)

(九)(略)

(十)(略)

(十一)(略)

(十二)(略)

一六〇・二十の(略)

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による命令、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九條第十項の規定による命令、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十條の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二十五條第四項の規定による指示(以下「勧告等」という)を受けたことがある場合にあつては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十三(略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(一) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(二) 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(三) 看取りに関する職員研修を行っていること。

ロ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

(二) イ(一)から(三)までのいずれにも該当するものであること。

(三) (新設)

二十五、三(略)

三十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準)

(一)(二)(略)

ロ 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護(以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という)を受けなければならない者に対し、居宅サービス計画(法第八條第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう)において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場があつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、イ及びロの規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居(ロ)に定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(一)(二)(略)

(三)(略)

(四)(略)

(五)(略)

(六)(略)

(七)(略)

(八)(略)

(九)(略)

(十)(略)

(十一)(略)

(十二)(略)

三十三、三十三 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(一) (略)

(二) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

イ (略)

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人工腎臓を実施している状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

ヘ (略)

ヘ (新設) 褥瘡に対する治療を実施している状態

ヘ (新設) 気管切開がなされている状態

ヘ (略)

ヘ (略)

ヘ (略)

三十五、三十七 (略)

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニットに属する居室(指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)の同一イ(ロ)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものであること。

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)の同一イ(ロ)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものであること。

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

三十二、三十三 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(一) (略)

(二) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

イ (略)

ロ (新設) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ (新設) 中心静脈注射を実施している状態

ニ (新設) 人工腎臓を実施している状態

ホ (新設) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ (新設) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

ヘ (略)

ヘ (新設) 褥瘡に対する治療を実施している状態

ヘ (新設) 気管切開がなされている状態

ヘ (略)

ヘ (略)

三十五、一七 (略)

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニットに属する居室(指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)の同一イ(ロ)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものであること。

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)の同一イ(ロ)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものであること。

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

四十一 (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ロ 心 (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を超すことに一以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を超すことに一以上であること。

イ 業務の効率化及び負の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下、介護機器と

いう。)を複数種類使用していること。

ロ 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を調査し、自立的な日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること)を行うこと及び入所者の身体

の状況等の評価を行い、職員の配属の状況等の見直しを行うこと。

ハ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会

において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ニ 入所者の安全及びケアの質の確保

ヒ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ヘ 介護機器の定期的な点検

ホ 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (略)

ロ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基

準

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・二 (略)

四十一、四十四の (略)

四十二 (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ロ 心 (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を超すことに一以上であること。

イ 業務の効率化及び負の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下、介護機器と

いう。)を複数種類使用していること。

ロ 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を調査し、自立的な日常生活を営むことが

できるように支援する上で解決すべき課題を把握すること)を行うこと及び入所者の身体

の状況等の評価を行い、職員の配属の状況等の見直しを行うこと。

ハ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会

において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ニ 入所者の安全及びケアの質の確保

ヒ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ヘ 介護機器の定期的な点検

ホ 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (新設)

ロ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基

準

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・二 (略)

四十三、四十四の (略)

四一五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 医師

医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(二) 施設

四一五の二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における安全対策体制加算に係る施設基準

一 指定地域密着型サービス基準第五十五条第一項に規定する基準に適合していること。

二 指定地域密着型サービス基準第五十五条第一項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

四一六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表指定居宅介護支援給付費単位数表の居宅介護支援費の注5に係る施設基準

(略)

四一七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 八 (略)

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービス費の施設基準

(一) 二 (略)

イ 八 (略)

四一八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 八 (略)

ハ エニット型介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(二)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(二)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 医師

医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(二) 施設

(新設)

一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 医師

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表指定居宅介護支援給付費単位数表の居宅介護支援費の注5に係る施設基準

(略)

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 八 (略)

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービス費の施設基準

(一) 二 (略)

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 八 (略)

ハ エニット型介護福祉施設サービス費(一)又はエニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(二)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(二)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(一)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イの二)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

四十九 (略)

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのは介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費と、同号イ中第一号上にあるのは第十二号と、同号ロ中、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのはユニット型介護福祉施設サービス費又は経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費と読み替えるものとする。

五十一(五十四) (略)

五十四の三 指定介護福祉施設サービスにおける安全対策訓練制加算に係る施設基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。
ロ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第二項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、継続的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

五十一(五) 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

一 介護保健施設サービス費上の介護保健施設サービス費又は並を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)ロ (略)

当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たって、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に刻するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

A B C D E F G H I J

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A(ロ) (略)

法第八十五条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八十八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八十九条第十項に規定する短期入所療養介護に関する施設、当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していないときは、いずれか一種のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数。

ロ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、未満である場合は零となる数。

G(一) (略)

四十九 (略)

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのは介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費と、同号イ中第一号上にあるのは第十二号と、同号ロ中、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのはユニット型介護福祉施設サービス費又は経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費と読み替えるものとする。

五十一(五十四) (略)

五十四の三 指定介護福祉施設サービスにおける安全対策訓練制加算に係る施設基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。
ロ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第二項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、継続的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

五十一(五) 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

一 介護保健施設サービス費上の介護保健施設サービス費又は並を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)ロ (略)

当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たって、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に刻するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

A B C D E F G H I J

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A(ロ) (略)

法第八十五条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八十八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八十九条第十項に規定する短期入所療養介護に関する施設、当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していない場合は零となる数。

ロ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、未満である場合は零となる数。

G(一) (略)

iv 及び前について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

ii 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ 次のいずれにも適合していること。

i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

- ii 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv 前及び前について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

3 (略)

ロ ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

ii 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (略)

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

ii (略)

(2) (3) (略)

ハイホ (略)

ハ ii ネット型特別介護医療院サービスの施設基準

ii ネット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

ii 併設型小規模ユニネット型介護医療院以外のユニネット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (1) (1) から (1) (e) までに該当するものであること。

ii (略)

ii 併設型小規模ユニネット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a (1) (1) a、b 及び c 並びに (1) (1) b に該当するものであること。

ii (略)

(新設)

ii 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ 次のいずれにも適合していること。

i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

- ii 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

ロ ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

ii 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (略)

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。

ii (略)

(2) (3) (略)

ハイホ (略)

ハ ii ネット型特別介護医療院サービスの施設基準

ii ネット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

ii 併設型小規模ユニネット型介護医療院以外のユニネット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (1) (1) a、b、c 及び d 並びに (1) (1) b に該当するものであること。

ii (略)

ii 併設型小規模ユニネット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a (1) (1) a、b、c 及び d 並びに (1) (1) b に該当するものであること。

ii (略)

（一）ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービス費の施設基準
併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院
サービス費の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

（二）（略）

六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）

ハ ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費若しくは
ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費、ユニット
型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型I型特
別介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費若しくはユニット型II
型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚生労
働大臣が定める基準

（三）ユニットに属する療養室（介護医療院基準第四十五条第二項第一号イに掲げる療養室をい
う。）二にわたって同じ一回号イ①を満たすものに限る。（の入居者に対して行われるものであ
ること。）

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス費若
しくはユニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス
費、ユニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス費又
はユニット型I型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型特別介護医療院サービス
費若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型特別介護医
療院サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

（四）ユニットに属する療養室（令和三年改正省令による改正前の介護医療院基準第四十五条第
二項第一号イ①を満たすものに限る。）介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ①を満た
すものを除く。（の入居者に対して行われるものであること。）

六十八の三、六十八の四（略）

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示
第一一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス費のイ①から
イ④までの注16ロ、イ①及びイ②の注18ロ又はハ①からイ④までの注18ロに掲げる者が入院する病院
又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該
者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスに
係る別に厚生労働大臣が定める基準

（略）

六十八の六（略）

六十八の七 介護医療院サービスにおける安全対策体制切替に係る施設基準

イ 介護医療院基準第四十一条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 介護医療院基準第四十一条第四項に規定する担当者か安全対策に係る外部にかけられる
検査を受けること。

ハ 当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備され
ていること。

（一）ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービス費の施設基準
併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院
サービス費の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

（二）（略）

六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）

ハ ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費若しくは
ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費、ユニット
型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット
型I型特別介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費若しくはユニ
ット型II型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚
生労働大臣が定める基準

（三）ユニットに属する療養室（一回号イ①を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるも
のであること。

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス費若しく
はユニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス費、ユ
ニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニ
ット型I型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型特別介護医療院サービス費若しく
はユニット型II型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型特別介護医療院サービス
費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

（四）ユニットに属する療養室（介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ①を満たすものに
限る。）一回号イ①を満たすものを除く。（の入居者に対して行われるものであること。）

六十八の三、六十八の四（略）

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示
第二一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス費のイ①から
イ④までの注16ロ、イ①及びイ②の注18ロ又はハ①からイ④までの注18ロに掲げる者が入院する病院
又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該
者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスに
係る別に厚生労働大臣が定める基準

（略）

六十八の六（略）

（新設）

(基本報酬に係る経過措置)

第十二条 令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のイからハまでの行5、訪問入浴介護費のイ、訪問看護費のイからハまで、訪問リハビリテーション費のイ、居宅療養管理指導費のイからホまで、通所リハビリテーション費のイからハまで、短期入所生活介護費のイ及びロ、短期入所療養介護費のイの上からホまで、日帰りからホまで、ハの上からホまで、二のロからホまで及びホの上からホまで並びに特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ及びロ、介護保健施設サービスのイ及びロ、介護療養施設サービスのイの上からロまで、ロの上及びロ並びにハの上からロまで並びに介護医療院サービスのイからハまで、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロ、地域密着型通所介護費のイ及びロ、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイ及びロ、介護予防訪問リハビリテーション費のイ、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、介護予防通所リハビリテーション費のイ、介護予防短期入所療養介護費のイのロ及びロ、ロの上からロまで、ハの上及びロ、この山からロまで並びにホの上からロまで並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービスのイ及びロ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種別及び当該サービスの単位数並びに限度単位数表第一の1及び2並びに別表第二の1から3まで並びにこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数別表の1から3までについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。